

## 寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（荏原製作所）

日 時 平成 14 年 12 月 16 日（月） 10:00～15:00

場 所 日本大通 7 ビル 306 会議室

### 【ヒアリング項目】

- 1 実施方針の内容について
  - (1) 脱水ケーキの所有権
  - (2) 再生利用業務費
  - (3) 汚泥の性状変更リスクと不可抗力の関係
  - (4) サービス購入料のペナルティによる減額
  - (5) 総合排泥池及び濃縮槽の老朽化対策
  - (6) 設置許可申請書
  - (7) 住民対応
  - (8) 瑕疵担保
  - (9) 金利リスク
  - (10) BTO 方式における不動産所得税
- 2 業務要求水準書（案）について
  - (1) 不可抗力の範囲
  - (2) 原水水質の悪化
  - (3) 濁度 10 度以下
- 3 特定事業契約書（素案）について
  - (1) 不可抗力、予見可能範囲
  - (2) 試運転に使用する汚泥の供給
  - (3) 許認可、届出
  - (4) サービス購入料
  - (5) 法令変更による増加費用及び損害負担
  - (6) 損害等の発生による事業者負担
  - (7) 直接協定の案文公開
  - (8) 基本協定書案における親会社保証類似規定
  - (9) 履行保証保険の内容
  - (10) 契約解除時の損害賠償請求リスク
- 4 落札者決定の考え方の内容について
  - (1) SPC の組織運営体制
  - (2) 予定価格
- 5 その他
  - (1) 土木関係について
  - (2) その他

### 【ヒアリング結果】

#### 1 実施方針の内容について

- (1) 脱水ケーキの所有権

< 荏原製作所 >

- ・ 質問 3 脱水ケーキの所有権について、回答では発生する汚泥は県企業庁の所有で脱水ケーキとなった状態から S P C に移転するとされています。しかし、廃掃法からすると汚泥処理を委託した時点で汚泥の所有権は S P C に移転し、排出者責任は県企業庁にあると解されます。回答からすると浄水汚泥は一般廃棄物の処理責任と考えられ

ているのでしょうか。そうであれば、脱水ケーキは県企業庁からSPCに譲渡契約することでSPCの所有となるため、浄水場では産業廃棄物以外の法律制限が存在するのかわ確認させて頂きたいのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 廃掃法は、廃棄物の所有権について、一切規定していません。したがって、汚泥や脱水ケーキの所有権に関しては、特定事業契約書で定めることとなります。

< 荏原製作所 >

- ・ 許認可上の問題はありますか。

< 県企業庁 >

- ・ ありません。(所管室課に確認済みです。)

(2) 再生利用業務費

< 荏原製作所 >

- ・ 引取り先に対し、発生土のミルシート(材料証明、性状粒状など)を提出する予定ですが、SPC名義の証明書を発行することとしても、脱水ケーキの所有権の問題から県企業庁の立場をはっきりさせる必要があります。(昨今、ISO上からも、材料等物の流れは明確にする必要があり、もちろん県企業庁の名前も明確にする必要があります。)

< 県企業庁 >

- ・ 所有権は関係ありません。ミルシート上に県企業庁の名前が出ること自体には問題ありません。

< 荏原製作所 >

- ・ 発生土の再生利用に関し、官側で積極的に取り組んで頂けるのでしょうか。  
(園芸土、グラウンド材料など県での事業に優先的に採用頂けるのですか。)

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、事業者の創意工夫にお任せします。全庁的に何らかの取り組みがなされれば別ですが、そうでない場合には、県企業庁としては特に対応するつもりはありません。

< 荏原製作所 >

- ・ 農業分野での再生利用ということになると、顔の見える農業が志向されている現在土壤に関する情報提供も必要となるため、受入先にミルシートを提出することを考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 寒川浄水場で発生した脱水ケーキのみを再生利用するお考えですか。

< 荏原製作所 >

- ・ 他のものも混合して再生利用します。

< 県企業庁 >

- ・ そうすると、寒川浄水場の脱水ケーキが原材料の1つとして表示されるということだと思いますが、表示の詳細に関しては検討します。

< 荏原製作所 >

- ・ 販売価格の固定との関係もありますので、よろしく御検討ください。

< 荏原製作所 >

- ・ 発生土の再生利用について、予測の範囲外の事情（原水質の急変など）や活性炭の使用などにより発生土の性状に影響が出た場合、再生利用先での受け取りが不可能となる可能性があり、不適合の発生土について、産業廃棄物扱いとし最終処分せざるをえなくなります。この場合、ペナルティの対象外として頂けませんか。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的に浄水処理した後の汚泥については、全て処理してください。浄水処理の方法を全面的に変更するなどした場合の影響については県企業庁が対応しますが、活性炭を常時使用する予定はありませんし、臭いに関しても汚泥を腐らせない限り問題ないと思います。様々な再生利用方法を組み合わせて対応してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 長期に安定した再生利用となりますと、園芸用土が良いと思いますが、その場合、活性炭が混入している脱水ケーキは嫌われます。また、セメント会社はスポット的な受入を嫌いますし、複数の再生利用を組み合わせたとしても、対応は容易ではありません。したがって、状況によっては、最終処分場への埋め立てという選択肢を選ばざるを得ない場面も出てくると思います。そういった事情を汲み取って頂き、最終処分場への埋め立てについては、ペナルティ対象外として頂きたいと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 検討します。ただし、100%再生利用を基本とする考え方は変更しません。

< 荏原製作所 >

- ・ 実施方針添付資料8では、脱水ケーキの再生利用業務費は、提案された価格で固定し、11年目より県企業庁又は事業者の要請で改定可能とされています。事業者から見た場合、事業を組成する上で3~5年での見直しは必要です。

< 県企業庁 >

- ・ 検討します。

(3) 汚泥の性状変更リスクと不可抗力の関係

< 荏原製作所 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答（No.13、14）における河川水の水質変化、汚泥の性状・組成の変更リスクについてですが、河川水の水質変化に関しては、業務要求水準書（案）別表1及び2に示された量の範囲内は事業者リスクとされています。

しかし、事業者で考える不可抗力とは事業者がコントロールできない範囲であると考えます。本件事業を汚泥の廃棄物処理とすると廃棄物に起因する事故は排出者責任とする訳にはいきませんか。今回の要求水準では、基本設計条件が事業者の範疇に委ねられ、実施方針等に関する質問への回答 No.70 では、廃棄物である汚泥を「水道水にとって不要な物質を河川水中から除去した集合体」と定義しています。この様な定義をそのまま適用した場合には、下流側事業者にとっては計り知れないリス

クになると判断します。

民間（旧四会）連合工事約款第 21 条（不可抗力による損害）では、「不可抗力による損害が重大で、かつ、工事業者の善管注意義務を果たしていた場合は、原則発注者のリスク負担となる。ただし、火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは発注者の負担額から除く。」となっており、これとの比較においても不可抗力を事業者に過大に移転していると判断します。再考をお願いします。

- ・ 不可効力の範囲の明確化という意味では、例えば、旧厚生省からは高濁度時に取水制限をするようにとの通達があるようですが、取水制限をするような場合は具体的にどのような場合が明確にして欲しいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 後段のお話については、基本的には浄水処理が不可能となる場合ということになります。例えば、河川に大量の油の流入があり、活性炭での処理も間に合わないような場合や、浄水にクリプトスポリジウムが検出された場合です。（前段のお話については、御意見として承ります。）

< 荏原製作所 >

- ・ 取水制限しても、その直前に浄水場に少し入ってきてしまったものは、どうなるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 浄水場に入ってしまうと、浄水処理してしまいますので、汚泥については S P C の責任で処理して頂くことになります。

< 荏原製作所 >

- ・ そういった場合の排水処理については、協議事項ではないのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 協議事項ではありません。

（４）サービス購入料のペナルティによる減額

< 荏原製作所 >

サービス購入料の一体不可分について

- ・ サービス購入料の割賦部分と他の部分との一体不可分に関しては、再度御検討頂きますようお願いいたします。御指摘のとおり、事業者が一体として提供するものの対価であることは間違いありませんが、法的には分割可能な債務と考えております。

割賦部分は割賦として契約されない限り、未回収金として計上できません。また、割賦部分に別な要因によるペナルティを課すことが法的に認められるかも検討する必要があると考えております。

また、ペナルティにより全額支払停止された最悪の場合、金融機関からの借入返済部分すなわちサービス購入料の「新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」も停止されることとなります。これは金融機関から見れば事業収益のキャッシュフローからの返済が不可能になることを意味します。金融機関サイドとしては、プロジェクトファイナンスを組むことを拒否するか、多額の劣後ローンか、あるいは高い

スプレッドを要求する可能性が極めて高いと考えられます。これは総事業費の上昇等を意味します。SPCにとっては、「維持管理・運営費」+「再生利用業務費」の支払停止のみでも十分なペナルティの意味を持ちます。プロジェクトファイナンス組成上、サービス購入料を一体不可分とせず、「新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」はペナルティ外の別項目とすべきと考えますが如何でしょうか。

ペナルティについて

- ・ 脱水ケーキが100%利用されていないことが判明した場合、サービス購入料の全額停止措置とあります。脱水ケーキの再生利用は市場原理に基づくもので如何なる変化が生じるかは全く予断を許しません。100%再生利用不可での全額停止処置はそれらの事態を考慮しているように見受けられません。濁度別、あるいは汚泥の排出停止期間のペナルティポイントのように、例えば95%、90%、85%、80%、・・・といったかたちで利用状況に応じてペナルティポイントを上げていく方式では如何なものでしょうか。それでもSPCにとっては、充分すぎるペナルティになると思われますが。
- ・ まとめますと、初期投資部分（割賦部分）には維持管理・運営期間中のペナルティが及ばないようにして頂き、かつ維持管理・運営業務に対するペナルティについても上限を設定して頂きたいということです。

< 県企業庁 >

- ・ サービス購入料の一体不可分とペナルティの範囲に関しては、いろいろと御意見を頂いているので検討したいと考えていますが、例えば、維持管理・運営業務に対するペナルティの場合、どの程度であれば良いと考えますか。

< 荏原製作所 >

- ・ 私見ですが、維持管理・運営費の10%ぐらいまでではないでしょうか。
- ・ 個々の業務について見てみますと、返送水の濁度10度以下の条件は何とかクリアできると思いますが、100%再生利用については、汚泥の質という問題や、再生利用先の状況について（特に園芸用土関係の会社は中小企業が多いこともあり）監視しきれないことから、かなり厳しいと思います。（ここでペナルティを課されるのは厳しい。）

< 県企業庁 >

- ・ ペナルティに関しては同様の御意見が複数ありますので、検討したいと思います。
- ・ ただ、県企業庁としましては、維持管理・運営業務に対する金融機関の監視機能や破綻時等の介入権(Step-in Right)の行使に期待している部分も大きく、そういった役割を担うモチベーションの維持のため、維持管理・運営期間中のペナルティが割賦部分にまで及ぶ仕組みを考えているものです。貴社が金融機関と相談される場合には、このような県企業庁の考え方や御心配されているリスクが現実に顕在化する可能性が小さいこと等を十分に説明して頂ければ幸いです。

(5) 総合排泥池及び濃縮槽の老朽化対策

< 荏原製作所 >

- ・ 総合排泥池及び濃縮槽の老朽化対策関連ですが、電気機械設備全般について、更新

及び修繕を行う必要がありますが、修理履歴（施設更新等事業に関する参考資料集、参考資料5）だけでは具体的な内容までの把握ができません。また、竣工から28年が経過しPFI事業期間を含めると標準的（水道事業）耐用年数の約3倍（法定耐用年数の7倍）となります。したがって、既設の全面更新を提案した場合、スクラップ&ビルド方式の長期修繕計画を実施した場合、浄水場の取水制限等必要な協力を100%県企業庁から頂けると判断してよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 修繕業務への協力はいたしますが、取水制限というのは無理です。
- ・ 総合排泥池を含めて全面更新を考えているのですか。

< 荏原製作所 >

- ・ 濃縮施設の老朽化調査結果が公表されるとのことですので、その結果を拝見してから検討します。

< 県企業庁 >

- ・ コンクリート構築物に関しては、事業期間を通じて修補の必要はありません。
- ・ 機器等の更新は必要ですので、仮に建設期間中での更新をお考えであれば、現行の排水処理に支障がない範囲で実施してください。基本的には、土曜日及び日曜日での実施が中心になるとおもいますが。

< 荏原製作所 >

- ・ 既存の脱水施設用地は利用できますか。

< 県企業庁 >

- ・ 寒川浄水場で使用しますので、利用できません。

< 荏原製作所 >

- ・ 老朽化調査はどちらで実施されたのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁が直接調査しました。

< 荏原製作所 >

- ・ 別途、当社で確認することはできますか。

< 県企業庁 >

- ・ 別途確認頂くことは考えていません。基本的に県企業庁リスクです。

(6) 設置許可申請書

< 荏原製作所 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.28 では、廃棄物処理施設の設置許可の申請者はSPC単独とのことですが、今回提示された条件は月平均：ds-t/月及び年平均：ds-t/月であり、一方、廃掃法施行令第七条一では、汚泥の脱水施設は一日当たりの処理能力十立方メートルを超えるものは法第十五条第一項の設置許可が必要と規定しています。

与えられた条件からすると、水道生産設備の一環として排水処理設備を見た場合、本件事業は業務委託契約であって、処理委託ではなく設置許可は県企業庁で取得すべ

きではないかと考えます。また、既設更新であれば変更許可（届）となるのではないかと判断します。御教示願います。

< 県企業庁 >

- ・ 本件事業の契約は混合契約になりますが、内容として「処理委託」も含んでおりますので、廃掃法上の産業廃棄物処理施設の設置許可と廃棄物処理業の許可は、SPCが取得してください。
- ・ なお、本件事業は廃掃法上「既設更新」としてではなく「新設」という位置付けになります。

< 荏原製作所 >

- ・ 施設の処理能力は、どう設定すれば良いでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業者側で設定してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 廃掃法の許可申請上の最大能力を設定しますと、それ以上の汚泥は受け入れられないということになります。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時にシミュレーション用の汚泥量と汚泥濃度を提示しますので、それに基づいて計画をチェックし、施設規模を設定してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 発注条件として提示されるのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 発注条件というより、月最大2,500ds-tを処理できる施設能力があることを証明して頂くためのものと考えています。ただし、汚泥濃度についてはあくまでも参考数値ですので、実績データも併せて参考にしてください。

< 荏原製作所 >

- ・ 汚泥濃度がはっきりと分からないと、施設の処理能力を設定できません。参考数値と実際とが極端に違ってきてしまうと処理能力が不足してしまうことも考えられます。

< 県企業庁 >

- ・ 実績データから推測して頂くしかありません。廃掃法上の設置許可申請時の処理能力を超えて処理してはいけないかどうかは、調べてみないと分かりませんが。

< 荏原製作所 >

- ・ 違反の場合には刑事罰もあります。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁としては、提示させて頂いた条件をクリアできるだけの処理能力を有する施設を整備して頂きたいということで、具体的な内容は提案にお任せします。

(7) 住民対応

< 荏原製作所 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.34 では、建設に際して住民説明が必要とな

る場合、事業者対応とのことですが、基本的には施設そのものの事業は県企業庁の所管するところであると判断します。回答でも住民同意は県企業庁が対応することで理解できました。また、建設・運営上の環境トラブルを県企業庁にという話ではなく、事業そのものの反対運動等と何らかの協定書の締結責任は県企業庁に存在すると判断してよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業の実施自体への反対運動等に関しては、そのように理解して頂いて結構です。ただし、廃掃法上の住民説明はSPCで対応して頂きます。(県企業庁も協力します。)

( 8 ) 瑕疵担保

< 荏原製作所 >

- ・ 瑕疵担保責任の存続期間 10 年について、意見交換会での回答は建物 10 年、設備は検討中で変更する旨の御説明を頂きました。また、10 年の経緯説明で工事監理、検査はSPCに委ねられていることの説明がありました。

しかし、特定事業契約書(素案)では、第 12~14 条(入札説明書で詳細提示後報)、第 16 条(施工計画)、第 23 条(立ち会い)、第 27 条(検査)が規定されています。また、添付資料 9、モニタリングの実施とサービス購入料の減額にもモニタリング項目が厳格に記載されており、建中モニタリングが実行されるものと思われます。

廃掃法の設置許可に必要な書類提出、許可者の検査とは異なり、公共事業の請負工事約款との差違は全く無いと考えます。

したがって、県企業庁の工事約款でのコンクリート造り 2 年、設備工事 1 年の規定を準用し、瑕疵担保期間の再考をお願いします。

< 県企業庁 >

- ・ 瑕疵担保責任の存続期間については、再度検討し、入札公告時に提示します。特に、設備の瑕疵担保期間については見直す予定です。
- ・ ただ、県企業庁が主体的に工事監理及び検査等を行ってきた従来の公共事業と違い、工事監理及び完成検査はSPCが主体となって実施されますので、公共工事請負契約約款が想定している事業形態と異なります。現在提示している内容は、県企業庁が主体的に工事監理及び検査等を実施できないことを考慮して、瑕疵担保責任の存続期間を長く設定することで施設等の品質の確保を担保しているものです。

< 荏原製作所 >

- ・ 従来の公共事業との違いを説明して頂きましたが、先程、申し上げたような規定がある以上、どこがどう違うのか分かりにくい面がありますので、もう少し明確になるようにしてください。

< 県企業庁 >

- ・ 御指摘頂いた規定については、建中モニタリングという認識はありません。あくまで、工事監理を含め設計・建設をSPCにお願いしており、県企業庁は事業者が行う検査等に立ち会うことができるということにとどまりますので、従来の公共工事との

相違は明らかだと考えます。

## (9) 金利リスク

### < 荏原製作所 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.41 では、提案書の受付から事業運営開始までの金利リスク等による変動に基づくサービス購入料の見直しは行わないとあります。事業期間は建設期間と運営期間を含めた期間と解釈します。県企業庁がサービス提供を受けるタイミングはPFI運営事業がスタートした時点からであることは理解します。しかし、事業者にとっては、金融機関の関心表明に基準金利 + スプレット（実施方針/サービス購入料の改定）が記載された場合、当然、資金調達時点の調達金利に読み替えて頂けると判断します。再考をお願いします。

### < 県企業庁 >

- ・ 提案書提出時の金利で固定されるのではなく、現行のスキームでは融資契約締結日の基準金利となることになっています。建設期間中の金利変動リスクについては検討中です。

### < 荏原製作所 >

- ・ 事業者側のリスクはゼロになるようにして頂けるのでしょうか。

### < 県企業庁 >

- ・ そうとは限りません。最終的には入札説明書で提示します。

## (10) BTO方式における不動産取得税

### < 荏原製作所 >

- ・ 通常の建設請負契約においては、建設中の工事目的物の管理責任等の観点から工事請負者が新築家屋の原始取得者となる建付けとするのが一般的かと認識しています。したがって、本件においても、SPCが宅建業者とならない限りは、不動産取得税が課税されるという理解ですが、よろしいでしょうか。また、SPCが宅建業者となることについて県企業庁として何か問題があるのでしょうか。

### < 県企業庁 >

- ・ 前段の解釈が一般的かどうかは分かりませんが、具体的な対応は事業者にお任せします。事業者側で検討して不動産取得税が課税されるという判断であれば、サービス購入料に見込んでください。SPCが宅建業者となることについては、県企業庁としては問題ありません。

## 2 業務要求水準書（案）について

### (1) 不可抗力の範囲

#### < 荏原製作所 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.53 では、台風等により原水濁度が上昇した場合やろ過障害を起こす生物が発生した場合、汚泥量を増やすことがある。...汚泥の受入に当たっては、浄水場と連絡を密にすると共に河川の水質を考慮した施設運営を

行うこと、汚泥はその濃度により量が大きく変化するため、適切に汚泥量を把握することとあります。また、河川事故により油等が流入しても、活性炭の注入等により、浄水処理を行った場合に発生する汚泥は...事業者は受け入れなければならないとあります。

これは、事業者にとって本来担保できる範囲を逸脱していると判断します。河川水は全て受け入れるのでどんな状態でも事業者は汚泥を処理しなければならないという条件では、事業者のリスクは青天井です。汚泥の受入条件・設計条件が基本的に担保されなければ、契約にはなりません。また、河川事故を事業者に負担させる以前に、事故を起こした原因を追求することで、事故を未然に防止することが重要と判断します。何でも、下流側に責任転嫁するのは解決にはならないと考えます。このような状態は不可抗力として認識してください。

- ・ 実施方針等に関する質問への回答の別紙4において、脱水ケーキをサンプリングした溶出実験のデータを公表頂きましたが、園芸用土としての再生利用を考えた場合、量の上限のみならず、質に関しても一定の条件設定が必要です。データ中にアルギル水銀の検出結果が掲載されていますが、特殊肥料として再生利用する場合には、この物質は検出されてはならないものです。

< 県企業庁 >

- ・ 原水由来のものについては、県企業庁では何ともし難いです。

< 荏原製作所 >

- ・ そうなると、土壌改良材や特殊肥料としての再生利用は難しいのでは。

< 県企業庁 >

- ・ アルギル水銀は、「検出能力外」という結果ですので問題ないと思います。

(2) 原水水質の悪化

< 荏原製作所 >

- ・ 意見交換会で、既設の排水処理施設(総合排泥池以下)について、2,500ds-t/月を処理できるかどうかという当社の質問に対して、当社としては明確な回答とは受け取れませんでしたので、再度確認させていただきます。仮に2,500ds-t/月処理できない場合、後段の脱水機以降の設備で2,500ds-t/月の処理量を確保しても、前段の処理施設が処理できなければ、2,500ds-t/月の処理量を確保する必要は無いものと考えます。

御意見をお聞かせください。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁は問題ないと考えていますが、事業者が整備する脱水施設との関係で改良して頂いても構いません。

< 荏原製作所 >

- ・ 2,500ds-t/月は、一気に送泥されてくるのでしょうか、それとも徐々に送泥されてくるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 2,500ds-t/月は統計処理上の数字です。そのため月単位での整理となっています。

また、この数字は数十年間に1度あるかないかといった最大時の推計数字で、通常の汚泥量と比べてかなり突出している値です。実際には浄水場側にあるポンプを使って送泥しますので、このポンプを24時間フル稼働させた時に送り出せる量が1日当たりの送泥量の最大値ということになります。

< 荏原製作所 >

- ・ ポンプを24時間フル稼働させた場合にも、総合排泥池等の能力は大丈夫ですか。

< 県企業庁 >

- ・ 容量としては十分と考えています。後は脱水施設の能力の問題です。

(3) 濁度 10 度以下

< 荏原製作所 >

- ・ 排水処理施設の処理状況が正常な場合において、20年間という長期間における原水水質の悪化又は浄水場の処理不良により、返送水濁度 10 度以下という条件が困難になる事も懸念されます（懸濁物質、塩素消費物質、臭気物質についても同様）が、この場合の責任は県企業庁にあるものと考えてもよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 繰り返しになりますが、浄水工程に不良があれば県企業庁リスク、適切に浄水処理ができていれば事業者リスクです。

3 特定事業契約書（素案）について

(1) 不可抗力、予見可能範囲

< 荏原製作所 >

- ・ 不可抗力とは、通常の見込可能な範囲外のもの（本件入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る）と定義されています。また、質問回答でも予見可能な範囲内に分類される事象に関する費用及び損害は事業者負担とされています。しかし、予見可能な範囲と事業者がコントロール可能な範囲は必ずしもイコールであるとは言えません。したがって、事業者にコントロール不可能な事象に関する負担責任を、予見可能という理由で事業者を求めることは不合理と判断します。

事業者側から見ますと廃棄物の受入条件は設計の基本条件です。特定事業契約書（素案）別紙5では、汚泥の ds-t/月、ds-t/年（Q&A40 に汚泥の性状として、無機性汚泥、二酸化珪素、塩化第二鉄等分析値記載）を提示しています。また、実施方針等に関する質問への回答 No.70 では、水道水にとって不要な物質を河川水中から除去したものの集合体を汚泥としており、その品質は河川の流量や水質、気象条件など様々な要因により決定されるため、水準を示す事は困難であるとの回答でした。この状態で提案をどのように技術評価するのか、疑問です。予見可能範囲について論理的に提示し、不可抗力を定義されない状態での落札者決定は S P C の経営状況を不安定にさせるだけと判断します。県企業庁においても S P C においても水道利用者においても不幸な契約であり、運営現場担当者に責任の押し付けるだけでは、何ら問題解決

にはならないと判断します。不可抗力及び予見可能範囲の見直しをお願いいたします。

< 県企業庁 >

- ・ 不可効力の定義、表現については、再度検討します。ただし、県企業庁としても予見可能であれば、全て不可効力とはならないと考えているわけではありません。

< 荏原製作所 >

- ・ 台風は予見可能ですが、これが2～3個連続で来た場合には、対応が困難になる場合も有り得ます。

< 県企業庁 >

- ・ 月最大2,500ds-tが1つの判断基準になります。洪水等に関しては個別具体的に判断していくしかないと思います。

(2) 試運転に使用する汚泥の供給

< 荏原製作所 >

- ・ 試運転に使用する汚泥の供給については、試験用資材として取扱い、試運転で発生した廃棄物は事業者が排出事業者として処理するとありますが、汚泥から分離された水については、県企業庁(浄水場)に返送可能と判断してよいでしょうか。(回答 No.85では、上澄水は下水道放流不可。当然別紙6返送水の条件を満たします。)

また、試験用資材としての取扱いは湘南地区行政センター環境部の事前了解と理解してよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 試運転で汚泥から分離された水については、浄水場に返送可能です。また、試験用資材としての取扱いは湘南地区行政センター環境部の事前了解事項です。

(3) 許認可、届出

< 荏原製作所 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.85において、「本件事業のクローズドシステムによる返送水については、県企業庁からの汚泥のみを処理していること、無薬注の脱水処理を行い水については形質の変更を伴わないことから廃棄物に該当しないと考えます。」とあります。この回答からすると特定事業契約書(素案)第9条の許認可、届出等には、汚泥を処理受託するための廃掃法上の設置許可、処理業の許可は不要と判断しますが御教示願います。

< 県企業庁 >

- ・ 返送水だけを分離した状態であれば廃棄物ではありませんが、汚泥自体は廃棄物ですので、廃掃法上の設置許可及び処理業の許可はともに必要です。

(4) サービス購入料

< 荏原製作所 >

- ・ サービス購入料の改定率の根拠として、3年前及び2年前の物価指数を使用していますが、最新のもの、つまり前年の指数を使うことはできないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 現在の各種物価指数の発表のされ方ですと、3年前及び2年前の数字が最新の情報となります。(前年指数の使用は、タイミング的に間に合いません。)

< 荏原製作所 >

- ・ 割賦代金の内容は、整備費、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等ということですが、税務上固定資産取得費用と認められない費用(SPCの創立費・開業費、建設期間中のSPC運営経費等)を含む、開業前にSPCに発生する費用の一切が、この割賦代金に含まれるという理解でよろしいでしょうか。仮に含まれないとしたら、サービス購入料のどこに含まれることになるでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時に提示します。ただ、SPCの会計処理に関しては、特に制約は設けませんので、事業者側で検討してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 運営期間中のSPCの公租公課、保険料及びその他一般管理費等、特定の業務に関わらないSPCの運営費用並びにSPCの利益等については、サービス購入料のいずれの構成要素に含まれていても構わないという理解でよろしいでしょうか。(実際のSPCのコストに、これら諸経費をカバーする利益分を乗せてサービス購入料の各構成要素の金額とする等。)

< 県企業庁 >

- ・ 構いません。自由に見込んでください。

< 荏原製作所 >

- ・ サービス購入料(割賦部分)の基準金利は、テレレートページ上のLIBORベースのスワップ金利を使用することになっていますが、近時邦銀が調達するTIBORベースのスワップ金利とLIBORベースのスワップ金利との間に差が生じています。そのため、SPCが邦銀からLIBORベースのスワップ金利を基準金利として資金調達することが困難になってきており、TIBORベースのスワップ金利でしか調達できないとすると、この差分のリスクをSPCが負担せざるを得なくなることが予想されます。現在LIBORスワップとTIBORスワップのギャップについては、東京三菱銀行のみがテレレート上で提示している状況ですが、このページを利用する、あるいは邦銀数行からレファレンスレートを徴求して平均する等の手法により、このギャップを反映した基準金利設定として頂きたいと存じます。

< 県企業庁 >

- ・ LIBORは県企業庁からSPCに支払うサービス購入料算定上の基準です。TIBORで調達することにより差が生じるのであれば、その差を提案スプレッドに見込んで提案してください。(皆さんがTIBORで調達するわけではありませんので。)

< 荏原製作所 >

- ・ 国内ではTIBORでの調達が一般的です。差額を読み込んでプレミアを上乗せするとしても、事業者にとってはリスク増となりますので再考をお願いします。

#### (5) 法令変更による増加費用及び損害負担

##### < 荏原製作所 >

- ・ 「1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たない時には、当該増加費用及び損害は生じなかったとみなす。」とありますが、事業者から見れば本来見込んでいた委託費用が減少するわけですから、当然利益が減少することになります。合理的に要求可能な法令変更までも除外させることは、事業を不安定にさせる要因であり、この様な肢きり条項については撤廃をお願いします。

##### < 県企業庁 >

- ・ 極めて少額の負担で済むような場合には、契約変更に係る事務手続上の合理性を損なうと思われるために設けた仕組みです。

##### < 荏原製作所 >

- ・ 事務手続上の非合理性については理解できます。当社としても、実際に極めて少額の負担で済むような場合には、費用を要求するとは限らないと考えていますが、対等な立場での契約内容としては、金額での肢きりは避けて欲しいと思います。
- ・ プロジェクトファイナンスの場合、事業者が自由に使える金額は、金融機関によって決められてしまいます。(長期契約であることも考慮すると、このような条件下では、たとえ数十万円といえども影響は小さくありません。)

#### (6) 損害等の発生による事業者負担

##### < 荏原製作所 >

- ・ 公共工事請負契約約款では、工事目的物の引渡前に不可抗力が発生した場合、損害合計額のうち請負代金の1/100を超える額を公共側が負担する規定しています。本件事業では、いずれの責めにも帰すことができない事由で、予見可能範囲外と規定している不可効力に伴い損害費用が発生した場合、工事では本件工事費の1/100、運営では当該損害の1/100を事業者負担とされています。工事期間、運営期間で特定目的会社であるSPCは多大な損害リスクを負うことになり、担保又は資金のリザーブが必要となります。特に運営期間中は事業者の負担額が青天井になる恐れがあり、20年という長期の運営期間を考えると事業の不安定を起す要因となりかねません。再考をお願いします。

##### < 県企業庁 >

- ・ 維持管理・運営期間中の不可抗力に対する負担割合については検討します。

#### (7) 直接協定の案文公開

##### < 荏原製作所 >

- ・ 特定事業契約書(素案)第62条により、SPCの業務不履行時には、県企業庁は、県企業庁の承諾する第三者に対して、SPCにその事業契約上の地位を譲渡させ、またSPCの株主にその所有するSPC株式を譲渡させることができる規定となっています。この規定は、いわば県企業庁のSPCの事業契約履行義務に対する担保規定として理解できる内容ですが、一方で、SPCはその資金調達に際して金融機関から、

これらの事業契約上の地位及びS P C株式に対する担保設定を要求されるため、県企業庁の規定とバッティングが避けられません。この点については、本来は直接協定において県企業庁と金融機関の間で調整すべき事項ですが、それについて入札公告時に不明確なままではS P Cの資金調達計画に支障をきたします。(この点に限らず、県企業庁と金融機関の調整が必要な事項は、他にもいろいろあります。)したがって、直接協定は特定事業契約と同様に入札条件として必要かつ重要な契約であることを鑑み、現時点から特定事業契約案と同様に直接協定の案文も公開し、この点を含む金融機関との調整事項に関する考え方について、民間及び金融機関から意見聴取及び内容協議をするべきかと存じます。

< 県企業庁 >

- ・ 直接協定は県企業庁と金融機関が協議をした上で締結されるものであり、県企業庁の一方的な案文を提示することは適切でないと考えます。また、本県の先行事例では、金融機関からファーストドラフトを提出してもらっていることもあり、本件事業においても直接協定の案文を入札公告時に公表することは考えていません。

< 荏原製作所 >

- ・ 特定事業契約書(素案)第62条と直接協定との関係がどうなってくるのか分からないので事業者としては不安です。県企業庁と金融機関との考え方が異なってくることもあり、事前に確認しておきたいと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 現時点では、県企業庁として直接協定に盛り込みたい項目は特定事業契約書(素案)附則第2条に規定しています。
- ・ 第62条に規定されている契約上の地位の譲渡を、金融機関が実行する(質権の実行)ことも有り得ますが、それを本件特定事業契約に明記してしまうと三者契約になってしまうので、盛り込んでいないものです。ただし、その場合も金融機関が自由に実行できるわけではなく、県企業庁との協議及び県企業庁の承諾を要します。その協議事項について詳しく定めるのが直接協定です。

< 荏原製作所 >

- ・ S P C業務不履行時のS P C株式譲渡については、出資者誓約書の案文には何の規定もありませんが、特定事業契約書(素案)第62条の規定との関係で必要があるのではないのでしょうか。ただし、それを追加すると、出資者誓約書第4条のS P C株式の金融機関への担保差入についての規定と齟齬が生じるのではないかと考えられます。

< 県企業庁 >

- ・ そのことについて、出資者誓約書に規定を設ける必要はないと考えています。
- ・ なお、金融機関よるS P Cの債権(サービス購入料を受け取る権利)及びS P C株式への質権の設定がなされた場合には、金融機関に対してS P Cの債務不履行時に代わりの業務担当者や株主を探し出す役割を期待しています。

< 荏原製作所 >

- ・ その辺りに関しては、直接協定に盛り込まれるということですか。

< 県企業庁 >

- ・ そうということです。

( 8 ) 基本協定書案における親会社保証類似規定

< 荏原製作所 >

- ・ 基本協定書案第 3 条第 1 項「・・・かかる設立後も事業者の株主・出資者として、事業者が特定事業契約を締結し遵守するようその権利を行使せしめるものとする」及び第 3 項「落札者は、特定事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする」との規定は、内容が曖昧であり、落札者による S P C の経営指導念書または事業契約履行保証とも解されかねないため、削除頂きたいと存じます。S P C 設立後の株主の義務は、出資者誓約書でカバーされる内容のみかと理解しています。

< 県企業庁 >

- ・ この規定の趣旨としては、グループ代表者は必ず S P C に出資し、グループ構成員のみで S P C の株式の半数以上を所有することによって、S P C の株主総会等において提案時の方針を守れる影響力を持ち続けて欲しいということです。

< 荏原製作所 >

- ・ 「...その権利を行使せしめる」の「権利」とは、何を指しているのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 株主総会における議決権等、通常株主が有している権利を意味しています。

< 荏原製作所 >

- ・ 株主の責任はあくまでも有限責任だと思いますが、この内容ですと、株主が S P C の経営指導にまで踏み込んで行くことを求められているように受け取れます。

< 県企業庁 >

- ・ 株主の責任は商法上定められた有限責任であることは当然です。落札者としての責任をそれぞれ応募コンソーシアムの中の出資者に求めているものです。

( 9 ) 履行保証保険の内容

< 荏原製作所 >

- ・ 契約保証金の代わりに付保する履行保証保険は、S P C による事業契約の履行に対する保険でしょうか、それとも S P C と建設会社との間の建設請負契約の履行に対する保険でもよろしいのでしょうか。(事業契約上の S P C の完工債務は全て建設請負契約にパススルーされているとして。)

< 県企業庁 >

- ・ 後者 ( S P C と建設会社との間の建設請負契約の履行に対する保険 ) で結構です。ただし、被保険者を県企業庁としてください。

< 荏原製作所 >

- ・ 建設期間中だけでよいのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そうです。

< 荏原製作所 >

- ・ 特定事業契約書（素案）第 65 条の株主保証については、県企業庁が適当と認めない場合も有り得るのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 有り得ます。

< 荏原製作所 >

- ・ その条件は規定されますか。

< 県企業庁 >

- ・ 本県の先行事例での、基礎審査における条件と同じようになると思います。

< 荏原製作所 >

- ・ 何時公表されますか。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時に公表します。

< 荏原製作所 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.100 に「連帯して保証」とありますが、これは連帯保証のことですか。

< 県企業庁 >

- ・ そうです。

< 荏原製作所 >

- ・ これも建設期間中のみですか。

< 県企業庁 >

- ・ いいえ、これは事業期間中を通じて必要です。契約保証金の納付又は株主保証の場合は契約期間中の保証が必要ですが、履行保証保険の付保による場合は建設期間中での対応（本件工事費等相当額の 10 分の 1）のみで良い仕組みとしています。

#### （10）契約解除時の損害賠償請求リスク

< 荏原製作所 >

- ・ 特定事業契約書（素案）第 56 条 2 項は、事業者の責めに帰すべき事由（同条第 1 項）に該当したため、県企業庁が契約を解除した場合、事業者から「違約金」として工事費の 10%の支払いを受けると規定されております。

しかし、実際の観点から見ると、「違約金」は「予定損害金」とは異なり、「契約違反に対する『罰金』」の性格を有し、県企業庁が解除の結果、実際に被った損害の賠償とは異なります。その結果、県企業庁は、かかる事業者に帰責事由がある解除の結果発生した損害の賠償を、この「違約金」とは別に請求される可能性があります。

一方、理論的に見ると、民法上、解除と損害賠償は別で、解除の結果、損害賠償の請求を行えることとなります。同条第 2 項の「違約金」はあくまでも「契約違反に対する罰金」ですから、この損害賠償には当たりません。したがって民法の原則上も、解除時に損害賠償を請求できると考えます。つまり県企業庁は、「違約金」とは別に「損害賠償」を請求する可能性があります。

特定事業契約書の規定をみても、同条第2項には「違約金」と明記されており、また同条第3項は「前項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、県企業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。」と規定しています。

したがって、同条第2項、第3項を認める限り、解除時の支払義務は、民法にない「罰金」と民法上の「損害賠償」(相当因果関係に基づく損害の賠償。県企業庁の逸失利益の損害も含まれるため実損以上となる。)が重複する結果となっています。

これは不合理といわざるを得ません。少なくとも「違約金」の名目で「罰金」を課すのは、損害賠償で損害が填補される以上、合理的理由はないと考えられます。また、損害賠償額は契約時には起こりうる損害の額は誰も確定的に知ることができない以上、契約でかかる損害の賠償について規定するなら、「予定損害金」の規定とすべきと考えます。この場合は、予定損害金としての工事費の10%を超える損害が実際に生じても、事業者は当該10%を払うだけで、それを超過する損害賠償を支払う必要はありません。ただし、実際の損害額が5%でも、10%の予定損害金を支払う義務があります。

以上の理由から、同条第2項の「違約金」を「予定損害金」に書き換え、第3項を削除して頂きたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 第56条の規定は、県企業庁が違約金の他にも損害賠償することも有り得るということを定めているもので、実際に損害賠償するか否かは別として、県企業庁がオプションを有する仕組みとしているものです。

< 荏原製作所 >

- ・ このような規定ですと損害賠償額が定まらないため、金融機関からは大きなリスクと判断され、金利が上乘せされてしまうため、見直して頂きたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 損害賠償ができるという規定ですので、実際に損害賠償した場合に事業者側で不満があれば法的に争うこととなります。この内容では、金融機関は納得できないのでしょうか。

< 荏原製作所 >

- ・ 違約金(工事費の10%)のみでよい仕組みとして頂ければ、その条件で金融機関と交渉できるのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 事業者の帰責事由による契約解除であること、また実際の損害額が違約金の額を超えていた場合のことを考えると、この部分を見直すのは難しいと思います。逆に、損害賠償額の上限を予め定めておくとなると、金額はもっと大きいもの(工事費の10%では不足)になりますので、資金調達はさらに厳しいものになると思うのですが。

< 荏原製作所 >

- ・ 片務契約的な契約内容は見直して頂きたいと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 御意見の趣旨は理解できますが、地方自治法の規定から逸脱した契約内容とするとはできません。

< 荏原製作所 >

- ・ この部分のリクスは金融機関に負担してもらうことになるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業者の帰責事由での契約解除とそれに伴う損害賠償について金融機関がリスクを負担するとは思えませんし、そのようなことまで期待していません。金融機関には、SPCにより維持管理・運營業務が適正に行われるように、プロジェクト口座の管理等によりリアルタイムで事業を監視する役割を期待しています。

#### 4 落札者決定の考え方について

##### (1) SPCの組織運営体制

< 荏原製作所 >

- ・ 応募者からの提案内容について、落札者決定の考え方「基本的な考え方」に記載の「SPCの組織運営体制が適切であること」に関連した意見です。本件事業は発注者・事業者・融資者のリスク分担で成立し運命共同体である旨の説明が意見交換会で県企業庁からありました。また、銀行にも維持管理運営に興味を持ち続けて欲しいとの御説明でした。金融機関が構成員となることは、提案審査上のプラス要素となるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 公表している以上の考えは一切ありません。したがって、金融機関が構成員であることを評価するつもりはありません。

< 荏原製作所 >

- ・ チェック機能としては評価されるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そのように考えて頂いて結構ですが、詳細は入札公告時に提示します。

##### (2) 予定価格

< 荏原製作所 >

- ・ 施設整備費、施設運営費、脱水ケーキ再生利用にリスク調整費を含めた積和金額を事業実施費用（予定価格）と判断します。今回リスク移転するリスク調整費についてどのようなお考えで予定価格に反映されるのでしょうか、御教示願います。

< 県企業庁 >

- ・ 反映とはどういう意味でしょうか。（予定価格の考え方としては、リスク調整費という内訳はないと考えているのですが。）

< 荏原製作所 >

- ・ 従来 of 公共事業と比べますと、リスク移転がなされる部分があると思います。まず、VFM算定上のリスク調整費の中身を教えてください。また、割引率につい

ても教えてください。

< 県企業庁 >

- ・ 特定事業の選定に係るVFM算定については、公表している資料以外はお答えできません。リスクに対する費用は必要に応じて事業者が自ら見込んで提案してください。
- ・ VFM選定上のリスク調整費の中身ですが、PSCと同じ内容の事業をPFIにより民間事業者に一括委託した場合、409百万円相当のリスクが県企業庁から民間事業者に移転すると考えています。ただし、これは移転リスクのうち定量化できた部分だけの整理です。

また、割引率については特定事業の選定についての公表資料を御参照ください。

< 荏原製作所 >

- ・ 定量化できなかった部分に「不可抗力リスク」が入っているのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 移転リスクから定量化できるものをピックアップして整理した内容ですので、何とも言えません。ただし、定量化したリスクの中には入っていません。

< 荏原製作所 >

- ・ 特定事業の選定時の割引率は4%ということですが、この中身を教えてください。

< 県企業庁 >

- ・ これについては質問回答の対象ではありませんので、お答えできません。

## 5 その他

### (1) 土木関係について

< 荏原製作所 >

- ・ 全体配置で正確な縮尺の判る図面を御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 測量図として入札公告時に提示します。

< 荏原製作所 >

- ・ 目久尻川の境界の判る図面を御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 測量図として入札公告時に提示します。なお、内容に不足があれば藤沢土木事務所で河川台帳を閲覧してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 目久尻川の断面図を御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 藤沢土木事務所に相談してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 敷地境界を御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 測量図として入札公告時に提示します。

< 荏原製作所 >

- ・ 保全区域界を御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 藤沢土木事務所に相談してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 用地に接する公道、道路幅員について御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 寒川町で道路台帳を確認してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 貸与頂いた地質調査位置を御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 調査地点の位置図しかないので、それをもとに現地調査をしてください。

< 荏原製作所 >

- ・ 河川保全区域内行為の制限について御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 藤沢土木事務所に相談してください。

< 荏原製作所 >

- ・ 河川に近接して工事を行う場合の制限について御教示ください。

1) 水管橋の基礎架台の構築

2) 基礎杭の施工

3) 河川下部を推進工にて配管施工の場合の基礎位置、配管位置と河川床との距離

< 県企業庁 >

- ・ 藤沢土木事務所に相談してください。

(2) その他

< 荏原製作所 >

- ・ 現行の排水処理において、最も悪い返送水の状態というのは、どの程度のものでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 冬場に最も悪い状態となります。一番悪い時には、浄水場から送った汚泥が殆どそのまま戻ってきてしまったこともあります。(濁度で言えば何万度という状態。)これは脱水設備の能力不足によるものと考えています。

< 荏原製作所 >

- ・ 脱水機の脱水処理スピードを調整しながら処理するのではないのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 確かにそうですが、残業により対応しても間に合わない場合があるということです。理想的には総合排泥池の汚泥界面を一定に維持しておけば良いのですが、この界面が高いと送泥時に汚泥が溢れてしまいます。要するに脱水能力の問題であると思います。

< 荏原製作所 >

- ・ 冬場は汚泥の沈降性が低下するということでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 汚泥濃度が 1% を切ることもあります。

< 荏原製作所 >

- ・ 既存施設の見学はできますか。

< 県企業庁 >

- ・ 事前に連絡を頂ければ可能です。

< 荏原製作所 >

- ・ 無薬注方式の定義ですが、脱水後に乾燥させて造粒する時点で薬品を添加することは可能ですか。

< 県企業庁 >

- ・ 不可能です。本件事業における無薬注方式とは、排水処理施設内で一切薬品を添加することなく、脱水処理を行うことを意味します。